

アプリからの口座開設に係る特約

1. 概要

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」という）から開設した飯田信用金庫（以下、「当金庫」という）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「普通預金規定」「キャッシュカード規定」（以下総称して「各種預金規定」といいます。）の一部を構成するとともに各種預金規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

2. 預金契約の成立

口座開設アプリからの申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. この特約の変更等

この特約の各条項は、諸般に状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

令和 8 年 9 月現在

飯田信用金庫